

報告第12号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

令和8年6月12日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和7年9月11日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した国民宿舎サンロード吉備路改修工事において、外壁ひび割れの数量増等による工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年5月1日に専決処分したものである。

工事請負変更契約書



1 工 事 名 国民宿舎サンロード吉備路改修工事

2 工 事 場 所 総社市 三須 地内

3 原請負契約年月日 令 和 7 年 9 月 11 日

4 変 更 契 約 事 項

(1) 工 事 内 容 別紙変更設計書のとおり

(2) 請負変更金額 4,543,000 円 増 内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 413,000 円 増

変更前工事請負金額	313,500,000 円
変更後工事請負金額	318,043,000 円
差 引	4,543,000 円

変更前消費税及び地方消費税の額	28,500,000 円
変更後消費税及び地方消費税の額	28,913,000 円
差 引	413,000 円

(3) そ の 他

5 そ の 他 原工事請負契約書のとおり

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を原工事請負契約書とともに保管するものとする。

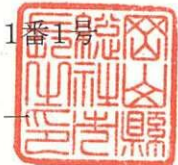
令 和 8 年 5 月 1 日

発注者

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市

総社市長 片岡 聡



印

受注者

蜂谷工業株式会社・土井建設株式会社

国民宿舎サンロード吉備路改修工事

共同企業体

(代表者) 住所

岡山市北区鹿田町一丁目3番16号

蜂谷工業株式会社

氏名

取締役社長 蜂谷 泰祐



印

(構成員) 住所

岡山県総社市総社1丁目1番50号

土井建設株式会社

氏名

代表取締役 高見 郁





位置図

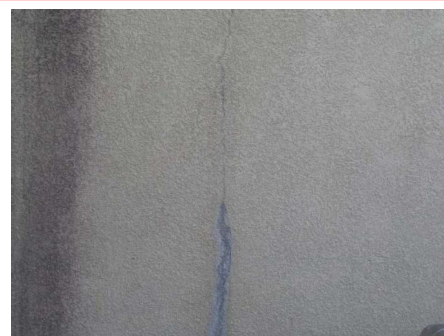
1階

外壁ひび割れ（例）

①

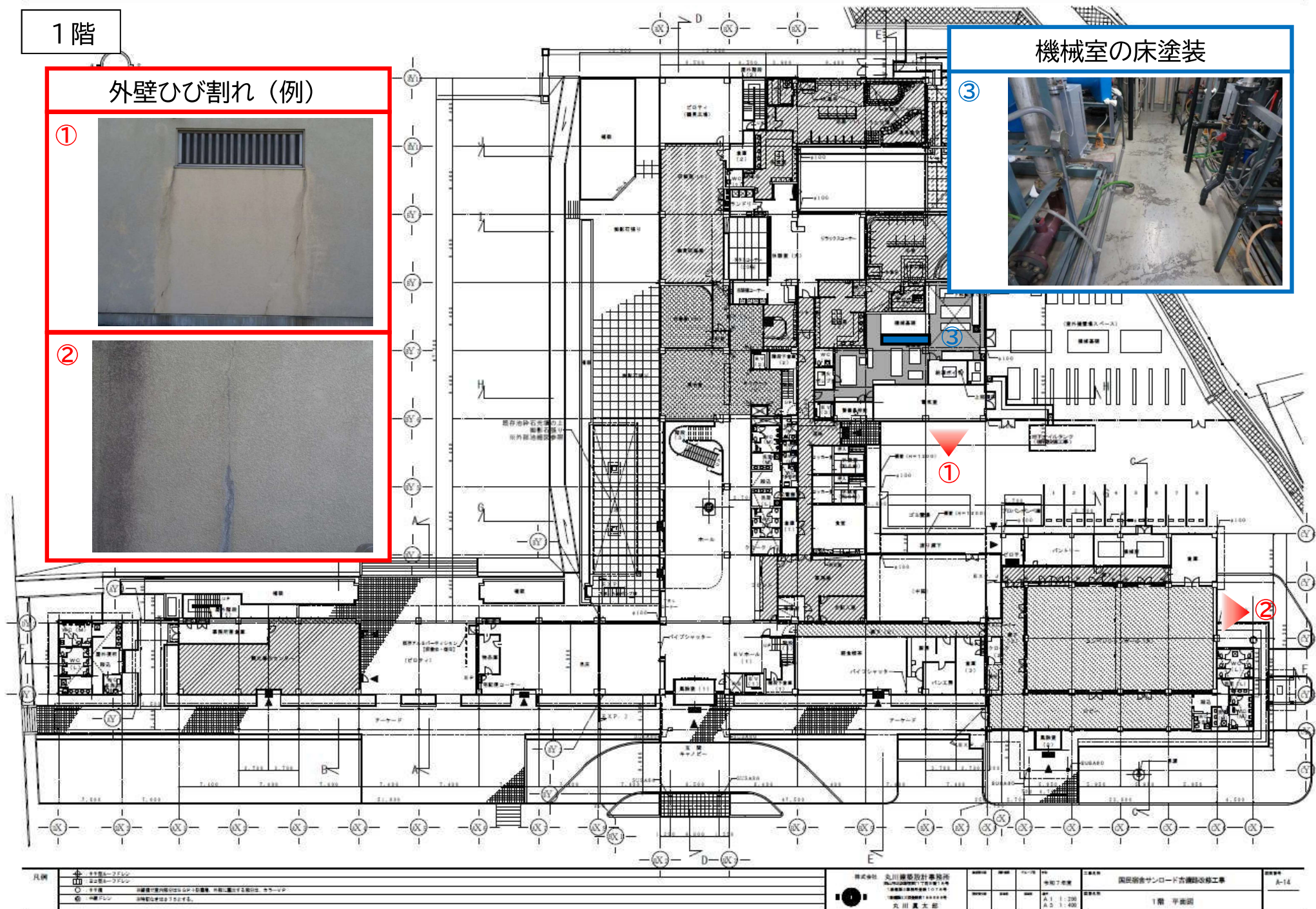
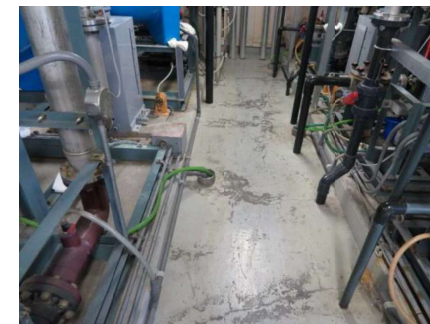


②



機械室の床塗装

③



① : 写真の番号, 撮影方向を示す